

平成30年11月1日

射水市議会
議長 高橋 久和 様

議会改革特別委員会
委員長 津田 信人

議会改革特別委員会での検討事項について（中間報告）

議会改革特別委員会が昨年12月定例会で設置されて以来、全体委員会及び専門部会を複数回開催し、検討を重ねてきました。今回、検討結果について、会議規則第45条第2項の規程により、中間報告をいたします。

1 議会基本条例に関する事項

(1) 議員間討議（議会基本条例第9条）

議員間討議を行うにあたり、討議を行う場や討議の対象など、必要な事項を定めるための「議員間討議に関する申し合わせ」を策定した。

<「議員間討議に関する申し合わせ」の主な内容>

- ・ 目的：合意形成に向け、他の議員と意見を交わすことで論点を明確にする。
- ・ 討議を行う場：各常任委員会、特別委員会
- ・ 討議の対象：議案、請願・陳情、報告事項
- ・ 実施方法：委員長の判断で、必要に応じて討議を行うことができる。

※ 資料1「議員間討議に関する申し合わせ」

(2) 政策討論会（議会基本条例第11条）

議会報告会で聴取した市民からの要望や提言を検討する場であることに鑑み、議会報告会実施後にあり方を検討することとする。

(3) 請願・陳情の審査（議会基本条例第20条）

原則として、請願・陳情は委員会に付託することとし、提出者の意見聴取を行うかどうかについては、委員会において協議する。

定例会初日の3日前までに受け付けたものを当該定例会で取り扱うこととしていることから、提出期限の間際に提出のあった請願・陳情の委員会付託等について協議する時間を確保するため、これまで初日に行っていた議案等の委員会付託を、一般質問終了後に行うものとし、同日に請願・陳情の取り扱いに係る協議を行うための常任委員会を開催する。

※ 資料2「請願・陳情の取扱いについて」

(4) 議会報告会（議会基本条例第21条）

平成30年度中に開催することとし、日程については別に定める広報委員会の案に基づき、議会運営委員会が決定する。また、内容については、広報委員会が協議し、決定するものとする。

(5) 広報委員会（議会基本条例第22条）

広報機能の充実のため、「射水市議会広報発行規程」を廃止し、新たに「射水市議会広報委員会規程」を策定した。

<「射水市議会広報委員会規程」の主な内容>

- ・ 所掌事務：議会だよりの編集・発行、インターネット・ケーブルテレビ広報、議会報告会に関すること等
- ・ 委員会の構成：8人以内とし、議長、副議長及び議長が議員の中から指名する委員とする。

※ 資料3「広報委員会のあり方について」、「射水市議会広報委員会規程」

(6) 災害時行動基準（議会基本条例第27条）

議事・議決機関として災害時においても行政の迅速な意思決定を損なわないよう配慮し、議会機能を適切に維持する必要があることから、災害時における「行動の基本方針」及び「行動計画」を策定した。

<「行動の基本方針」における主な内容>

- ・ 射水市災害対策本部等が設置される程度の災害を想定する。
- ・ 議員には早期の議会参集を義務付けず、地域における活動を優先することとし、議会としての災害対策のための任意の会議体は設けない。
- ・ 議会としての対応は、災害発生の初動期・応急期には当局の側面支援、復旧復興期には当局の対応を監視・評価することとする。

<「行動計画」の主な内容>

- ・ 基本的事項：議員からの情報・要望は、当局が応急対策に専念できるよう、緊急の場合を除いて議会事務局で一元化し、議長の判断により当局へ伝達する。
- ・ 災害時の議長の行動：速やかに登庁し、災害対策本部等と連絡が取れるよう議会事務局と体制を整える。
- ・ 災害時の議員の行動：速やかに自らの安否等を議会事務局へ報告し、連絡体制を確立した上で、地域での被災者の安全確保等、地域の一員として協力する。
- ・ 災害時の議会事務局の行動：速やかに登庁し、各議員の安否確認に努め、災害対策本部と連絡できる体制を整える。

※ 資料4「射水市議会の災害時における行動の基本方針」
「緊急・大規模災害発生時の市議会及び議員の行動計画」

2 議会改革に関する事項

(1) 会派

「議会運営委員会規程」により会派の定義を「所属議員を3人以上有する団体」としているが、会派の結成要件や代表質問の実施、各派代表者会議への出席に関する要件について協議した結果、「現行のとおり」とする。

※ 資料5「会派について」

(2) 正副議長、委員会委員の任期

本特別委員会で結論を出せる事項ではないと思われることから、具体的な審議は行わないが、議員全員が意見交換し、あるいは問題意識を共有する場が必要である。

(3) 政務活動費支出基準

個別の案件については、次のとおり取り扱うことが望ましい。ただし、最終的には、議員自らの責任において、市民に対する説明責任を果たすこととする。

- ・ 専門紙の部数は制限しない。ただし、自分の職業に関する専門紙は好ましくない。
- ・ 行政視察での食事代は充てないこととするが、朝食代が宿泊料と分け難い場合や、宿泊料から朝食をはずすと料金が増すパック料金となっている等の場合は認めるものとする。

(4) タブレット端末

タブレット端末の導入については、資料・情報の携帯化、情報共有・情報伝達の迅速化といった「議会運営の効率化・活性化」や、資料の印刷・配付といった「事務負担の軽減」が見込まれる一方、当局との一体的な導入でないとその効果は半減することから、「公費により当局と一体的に導入を目指す」ものとする。

※ 資料6「タブレット端末の導入について」

(5) 議員定数

定数問題については時期尚早と意見がまとまったため、今後、適切な時期に話し合いをもたれるよう、検討されたい。

※ 資料7「議員定数について」

(6) 議員報酬

市町村合併時の「新市特別職報酬等審議会」の答申も参考にしながら、今後引き続き協議が必要である。

【 資 料 編 】

- 資料 1 議員間討議に関する申し合わせ
- 資料 2 請願・陳情の取扱いについて
- 資料 3 広報委員会のあり方について
射水市議会広報委員会規程
- 資料 4 射水市議会の災害時における行動の基本方針
緊急・大規模災害発生時の市議会及び議員の行動計画
- 資料 5 会派について
- 資料 6 タブレット端末の導入について
- 資料 7 議員定数について

議員間討議に関する申し合わせ

1 趣旨

合意形成に向け、他の議員（委員）と意見を交わすことで論点を明確にすることを目的に実施する議員間討議について、必要な事項を定めるものとする。

2 討議を行う場

各常任委員会、特別委員会

3 討議の対象

議案、請願・陳情、報告事項

4 実施方法

委員長の判断で、必要に応じて議員間討議を行うことができる。

- (1) 議案 委員会の採決前に委員長判断により実施
- (2) 請願・陳情 議会運営委員会の委員会付託を受け、委員長判断により実施
- (3) 報告事項 委員長判断により実施
- (4) 対象者 討議は委員のみまたは当局も含め委員長が判断する。

5 留意事項

- ・ 議員（委員）個人を誹謗中傷する発言を行わない。
- ・ 討議において不明な点がある場合、当局に対し、新しい資料請求ができるものとする。
- ・ 議員（委員）からの資料提供がある場合、該当委員長が判断する。
- ・ 討議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と判断した場合は非公開とすることができる。
- ・ 議案に関する討議の内容は、当該議案の委員会審査の場で報告する。

6 討議記録

委員長は議会事務局職員を討議の場に出席させ、概要等必要事項を記載し、記録を作成させるものとする。

7 その他

必要事項、変更等がある場合、議会運営委員会で協議する。

8 実施

本申し合わせ事項は、平成30年〇月〇日から実施する。

請願・陳情の取扱いについて

1 提出期限及び取扱い

定例会で審議する請願・陳情は、これまでどおり、当該定例会初日の3日前までに受け付けたものとし、当該請願等の委員会付託等の取扱いについては議会運営委員会で協議し決定する。

2 議案等の委員会付託の日程変更

提出期限（定例会初日の3日前）の間際に請願・陳情が提出された場合、当該請願等に係る委員会付託等の取扱いを定例会初日までに決定することが困難であることから、これまで定例会初日に行っていた議案等の委員会付託を、一般質問終了後に行うものとする。

3 提出者からの意見聴取の実施

請願・陳情が委員会に付託された場合、提出者からの意見聴取は、付託先の委員会で実施するものとし、意見聴取を行うかどうかは当該委員会において協議の上、決定するものとする。

なお、意見聴取実施の可否を協議するための委員会は、委員会付託を行った本会議の終了後に開催するものとする。

4 その他

以上のとおり取扱い、改善点等があれば、その都度議会で協議して決める。

【参考】請願・陳情の審査に係る定例会の流れ

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	請願・陳情 提出締切日 (初日3日前)	資料の作成及び正副議長・ 正副委員長への資料説明		本会議 (初日) 議運	各会派で取扱いを協議	
8	9	10	11	12	13	14
			代表質問 議運	一般質問	一般質問 (予備日)	
		各会派で取扱いを協議		議案等の委員会付託 委員会開催 (意見聴取の実施を協議)		
15	16	17	18	19	20	21
	予算特別	総務文教 民生病院	産業建設	予算特別	本会議 (閉会)	

広報委員会のあり方について

1 「射水市議会広報委員会規程」の制定

別紙のとおり制定するものとし、「射水市議会広報発行規程」は廃止する。
なお、規程の施行日は議会運営委員会で協議の上、決定する。

2 広報委員会の所管事項

議会だよりの編集・発行に加え、インターネット（SNS等を含む）による広報、ケーブルテレビによる広報及び議会報告会等、議会の広報に関して幅広く所管する。

3 広報委員会の構成

議会報告会を開催するに当たり、市民への報告内容を各常任委員長が中心となって検討することが想定されることから、広報委員会の委員構成は、従前の議会広報編集委員会の構成を踏襲し、正副議長及び常任委員会の正副委員長の8名をもって構成する。

広報委員会の正副委員長は、広報委員会において協議・互選して決める。

4 議会報告会について

議会報告会について、その開催時期は議会運営委員会において決定し、その内容は広報委員会において検討するものとする。

射水市議会広報委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、射水市議会基本条例（平成29年射水市条例第19号）第22条の規程に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会の広報紙（以下「議会だより」という。）の編集及び発行に関すること。
- (2) 議会のインターネット広報及びケーブルテレビ広報に関すること。
- (3) 議会報告会に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議会の広報に関すること。

(議会だより)

第3条 議会だよりは、年4回発行する。ただし、必要に応じ臨時号を発行することができる。

2 議会だよりには、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 定例会及び臨時会に関する事項
- (2) 各種委員会に関する事項
- (3) 請願及び陳情に関する事項
- (4) 意見書及び決議に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

3 議会だよりは、市内各世帯及び議長が必要と認めた者に配布する。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、8人以内とし、議長及び副議長並びに議長が議員の中から指名した委員をもって構成する。

2 委員会の委員の任期は、議員の任期による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(準用)

第6条 委員会の運営等については、射水市議会委員会条例（平成17年射水市条例第201号）第8条、第10条、第11条、第13条、第14条本文、第15条、第17条及び第18条の規定を準用する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 年 月 日から施行する。

(射水市議会広報発行規程の廃止)

- 2 射水市議会広報発行規程（平成17年射水市議会告示第1号）は、廃止する。

射水市議会の災害時における行動の基本方針

1 基本方針の目的

この方針は、射水市議会基本条例第27条による「災害時における議会の行動基準」を定めるにあたり、基本的な考え方を定めることにより、もって議事機関としての責務を果たすことを目的とする。

2 基本方針の考え方

この基本方針の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 射水市災害対策本部、射水市国民保護対策本部、射水市危機管理対策本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置される程度の災害を想定する。
- (2) 以下の理由から、議員には早期の議会参集を義務付けず、地域における活動を優先することとし、議会として災害対策のための任意の会議体は設けない。
 - ア 議員は地域のことを熟知しており、災害発生時には地域における重要なマンパワーとしての役割を期待されること。
 - イ 災害発生直後に議会が市災害対策本部に報告、対応を求めることは、当局の迅速な災害対応に混乱・支障をきたす場合があること。
- (3) 災害対策に一義的に対応するのは行政当局であることから、議会としての対応は、災害発生の初動期・応急期には当局の側面支援、復旧復興期には当局の対応を監視・評価することとする。

3 対象となる災害

対象となる災害は、次の表のとおりとする。

災害の種別	災害の程度（災対本部設置基準）
地震・津波	<ul style="list-style-type: none">・震度6弱以上の地震を観測したとき（自動設置）・地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると認められるとき。
風水害	<ul style="list-style-type: none">・気象業務法に基づく大雨、洪水、高潮、暴風等の警報の一つ以上が発表され、重大な被害の発生が予測される時。・国土交通大臣又は知事が水防警報を発表し、応急対策の必要が認められるとき。・災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。・災害救助法が適用されたとき。・その他激甚な災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。
雪害・事故災害等	<ul style="list-style-type: none">・気象業務法に基づく暴風雪、大雪等の警報が発表され、市内に災害が発生するおそれがあり、設置の必要が認められるとき。・降積雪等により大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、設置の必要が認められるとき。
原子力災害	<ul style="list-style-type: none">・内閣総理大臣が志賀原子力発電所に関して、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合・原子力災害時の応急対策に当たり市長が必要と認めた場合
その他	<ul style="list-style-type: none">・射水市国民保護計画及び射水市危機管理指針で定める各対策本部を設置する災害

4 その他

上記のほか、災害発生時の居所連絡方法、議員が収集した情報の一元化等、各段階において議員がとるべき行動の詳細については、この方針に基づき策定する「緊急・大規模災害発生時の射水市議会及び議員の行動計画」に記載する。

緊急・大規模災害発生時の市議会及び議員の行動計画

1 基本的事項

議員からの情報・要望は、執行機関が応急対策に専念できるよう、緊急の場合を除いて議会事務局で一元化し、議長の判断により執行機関に伝達する。

2 発生時の緊急対応

(1) 会議（本会議、委員会等）中に災害が発生した場合

- ・ 議長又は委員長は、Jアラート等の情報に基づき、本会議又は委員会を直ちに休憩又は散会する。
- ・ 議長又は委員長は、議会事務局に傍聴人等の避難誘導その他安全確保を指示し、議会事務局職員は誘導等の終了後、各自避難を行う。
- ・ 議員は各自避難するものとし、必要な場合は今後の対応の指示があるまで庁舎内で待機する。

(2) 会議中以外に災害が発生した場合

- ・ 議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者の安全確保に努める。
- ・ 議員は、議会事務局に自身の安否報告を行い、連絡がとれる体制を確保する。
- ・ 議員は、地域での支援活動や災害情報の収集に努める。

3 発生時の市議会及び議員の行動

(1) 議長の行動

- ・ 議長が登庁時に災害が発生した場合、議員、射水市災害対策本部等と連絡・行動体制がとれるよう、議会事務局へ指示する。
- ・ 議長が登庁時以外に災害が発生した場合、早急に登庁し、議会事務局へ上記の行動体制がとれるよう指示する。
- ・ 議長は議員からの災害情報を集約できるよう、議会事務局と体制を整える。
- ・ 射水市災害対策本部等との連絡は議長（議会事務局）が行う。
- ・ 議長は、必要と判断した場合、副議長、委員長又は全議員を参集する。
- ・ 議長は議会事務局に指示し、議員が災害情報を求める場合、それを提供する。
- ・ 議長が職務施行不能の場合、副議長がこれを代行する。
- ・ 副議長が職務執行不能の場合、議会運営委員会、総務文教、民生病院、産業建設の各常任委員会の順序で委員長がその代行を行う。

(2) 議員の行動

- ・ 議員は速やかに自らの安否等を議会事務局へ報告する。
- ・ 議員は、常に連絡できる体制を確保し、議会事務局との連絡体制を確立する。
- ・ 議員は、自身の安全確保を行った上で、地域での被災者の安全確保、避難誘導等、地域の一員として協力する。

(3) 議会事務局の行動

- ・ 議会事務局職員は速やかに自身の安全を確保し、登庁する。登庁できない場合は連絡できる体制を整える。
- ・ 登庁後、各議員の安否確認に努め、議長に報告する。
- ・ 議長の命により、射水市災害対策本部等と連絡できる体制を整える。

4 訓練

議会は、防災訓練を年に1回、実施する。

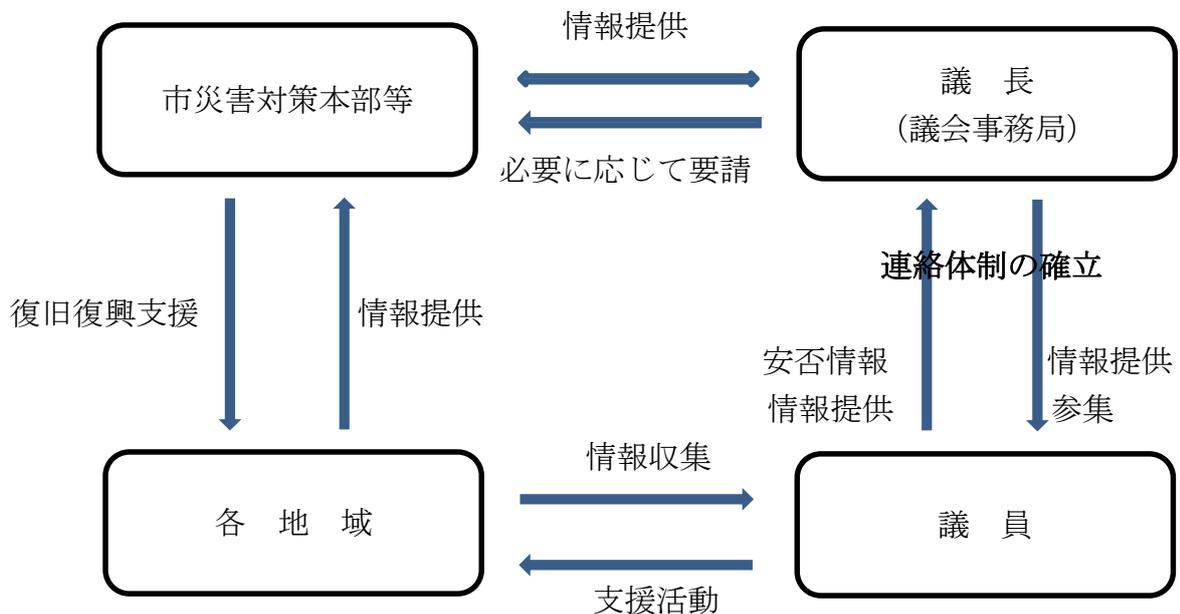
5 その他

この計画に変更が必要であると判断した場合、適宜に適切な見直しを行うものとする。

6 実施日

この行動計画は、平成30年〇月〇日から実施する。

<射水市災害対策本部等が設置された場合の対応（イメージ図）>



会派について

【議会基本条例の検討過程における委員からの問題提起】

射水市議会では「議会運営委員会規程」により、会派の定義を「所属議員を3人以上有する団体」としているが、「一人会派」は認められないか。

【専門部会での議論の内容】

- ・ 基本条例の趣旨からいくと、一人会派は認めるべきではないか。
- ・ 基本条例の条文は、あくまで3人以上の会派のことを言っていると解釈している。
- ・ 条文では「会派は議員の活動を支援する」とあり、1人で支援するということがあり得ないのではないか。
- ・ 物の本には「会派とは当該議会で同じ考えを持つ議員の集団のことを言い、政策集団という原則から当然2人以上の議員から構成されるべきである」とある。また「議会運営委員会等で一人会派を認めることもできるが、あくまでも例外と考えるべき」ともある。
- ・ 議会運営委員会へは、諸派からのオブザーバーを一人増やして二人としたところである。

【専門部会での方向性】

現行のとおりとする。

【議会改革特別委員会としての方向性】

専門部会での方向性と同じとする。

タブレット端末の導入について

○ タブレット端末の導入に対する射水市議会の方針

タブレット端末の導入については、資料・情報の携帯化、情報共有・情報伝達の迅速化といった「議会運営の効率化・活性化」や、資料の印刷、配布といった「事務負担の軽減」が見込まれる一方、当局との一体的な導入でないとその効果は半減することから、射水市議会としては、公費により、当局と一体的にタブレット端末の導入を目指すものとする。

○ 活用方法

- ・ 議会資料（議案、報告事項等）のPDFデータの活用（閲覧・書き込み）
- ・ 会議システム（同期機能等）を使用した進行
- ・ 議会行事予定の共有
- ・ 議員相互及び市（当局・議会事務局）との情報伝達（災害時等の緊急情報伝達等）

○ 導入する端末の種類

- ・ 操作面等を考慮した場合、同じ機種が望ましく、予算化された後に検討する。

○ 通信契約

- ・ 予算化された後に検討する。

○ 経費負担

- ・ 端末代：予算化を目指す。
- ・ 通信料：政務活動費や個人負担等の割合は、予算化された後に検討する。

○ 導入時期

- ・ 予算化された後に検討する。

○ その他

- ・ 導入から1年間は紙資料との併用とし、その後、紙資料を廃止するかどうかは1年後にあらためて判断する。
- ・ 運用例の改正が必要
現在：本会議を除く各種委員会、全員協議会、その他会議において情報通信機器を使用することができる。なお、使用にあたっては、別に定める使用基準を厳守すること。

議員定数について

【専門部会での議論の内容】

- 定数と議員報酬を切り離して議論することは難しいのではないか。現在の議員報酬は本来50万円のところ、定数特例を使って人数を多くしたため額を下げたという経緯があり、本来の50万円にまず戻すべきだという考えが議員の中にある。ただ、市民の理解を得るためには、定数をさらに削減したほうが理解を得やすいという考えもある。今までに十分削減してきたという考えの議員もいるので、これをどう考えるか難しい。現在一人欠員で今後さらにもう一人欠員になるかも知れず、この任期中に20人になるかもしれない中、次の任期も20人でスタートということに当事者の議員の理解は得やすいかもしれない。ただ、これ以上減らすと当局への監視や市民の意見の吸い上げ、地域振興会が27あるのに議員の数が22ということを見ると、一概に減らせばいいというものでもない。一方で減らしやすい環境にあることは間違いない。会派の中にもいろいろな考えの人がおり、今の段階ではここまでしか言えない。定数を減らして報酬を上げれば、若い人もそれだけもらえるのならと出やすい環境になるのかもしれないが、逆に議員力、議員の監視能力が弱まって当局となかなか対峙できなくなる可能性や、市民の意見を吸い上げられなくなる可能性を考えると、答えはすぐに出せない。
- 地域バランスは大事である。若い人が出にくいからとか、議員のなり手がいないからとよく言われるが、報酬や定数ではないほかの環境が整わないから出られないのではないか。現状維持がよい。減らすと逆に若い人達の門戸を狭くする。議員報酬と議員定数は連動しているが、議員報酬を上げるための議員定数の削減はおかしい。
- 来春からは2人減になるので、20人でやれるかどうかやってみて、その上で判断すべきではないか。地域振興会もある程度、地力をつけ、いろいろな意見を直接言う機会も増えてきているが、地域振興会長の実力いかんによっては地域的に温度差も出てくる。そこを議員がどう補うか、引っ張っていけるか、20人でやってみてから判断したい。
- 無投票という現実を考えなければならないが単純に減らせばよいというわけでもない。減り過ぎると市民の意見を吸い上げる議員の能力も低くなってしまう。無投票という現実と、どれだけの人の意見の吸い上げることができるかということを手秤にかけながら、進めていくべきではないか。

- 報酬と定数は切り離すべきだ。地域の声を反映することが一番大事であり、減らしていった方がいいのか。小矢部では前回無投票だったが今回は5人オーバーで若い人も頑張っていると聞くので、とにかく減らせばよいというものではない。
- 土日議会なのか、夜間議会なのかわからないが、若い人達が出やすい環境を整えなければならない。もちろん報酬が一番大事である。報酬と定数はリンクする。報酬を上げないと、今の額では自営業か年金受給者か、配偶者が仕事をしているかでないといくら出られない。年金制度を含めて出やすい環境を整えていかなければならない。
- 議員力や公人としてのモラルの向上が必要である。議員定数や報酬の増減を含めて、多角的に議員力と議員としてのモラルを上げなければならない。小学生、中学生にも将来議員になりたいと思ってもらえるような姿勢を我々が背中で見せる必要があり、そのためにはどうすればよいか考える必要がある。重い議題なのでいろいろな人に話を聞いて、含み合わせながら協議していくべきである。
- 22人という数字が一般的に9万5千人の平均だと推察している。5千人に一人、4千人に一人という議論もあるが、9万人以上の市の議会を動かすには、最低20人は必要なのではないか。21人、7人の委員会がベストかと思っているが、減は認めないのではないか。報酬は合併協議の50万円が基本である。報酬と定数は別だと思うが、このままだと自営業か年金受給者しか出られないのが現状であり、はたしてこれでいいのか、議論していかなければならない。

【専門部会での方向性】

部会委員の個人の思いを聴取した結果、定数問題については時期尚早と意見がまとまったため、今後、適切な時期に話し合いをもたれるよう、検討されたい。

【議会改革特別委員会としての方向性】

専門部会での方向性と同じとする。